**筑前町高齢者等配食サービス事業公募型プロポーザル実施要領**

**１．業務概要**

　（１）目的

　　　筑前町高齢者等配食サービス事業は、調理の困難な高齢者等に対し、

居宅を訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに安否確認

を行うことを目的として実施している。

令和４年10月以降の事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル

方式により事業者の選定を行うもの。

（２）業務内容

　　別紙仕様書のとおり。

（３）履行期間

　　令和４年10月１日から令和５年３月31日まで

**２．スケジュール**

５月　９日（月）　　　　　　　　　　　　　 公募開始

　　５月　９日（月）～５月２０日（金）17：00　 参加表明受付期間

　　５月２５日（水）　　　　　　　　　　　　 　参加資格審査の結果通知

　　５月２６日（木）～６月　２日（木）17：00　 質問受付期間

　　６月　８日（水）　　　　　　　　　　　　　 質問回答

　　６月１４日（火）17：00　　　　　　　　 　　企画提案書締切

　　６月２０日（月）　　　　　　　　　　　　　 審査（プレゼンテーション）

　　６月末　　　　　　　　　　　　　　　　　 　審査結果通知

１０月１日（土）　　　　　　　　　　　　　 委託開始

**３．実施型式**

　　公募型プロポーザル方式による。

企画提案書並びにプレゼンテーション等の審査により１社を選定する。

（審査はすべて点数化して行う。）

**４．参加資格**

　　以下の要件をすべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に

該当しないこと。

　　 （２）事業者が納税義務を有する税金（国税及び地方税）を滞納していないこと。

（３）応募法人の役員等が、筑前町暴力団排除条例（平成22年筑前町条例

第５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員密接関係

者等でないこと。

（４）仕様書に記載された業務内容を遂行可能なこと。

**５．参加申込方法**

（１）提出期限

　　　　令和４年５月20日（金）17：00まで

（２）提出書類

　　　　①参加表明書（様式１）

②暴力団でないことの誓約書（様式２）

③営業許可通知書の写し

　　　　④営業所一覧表（様式３）

　　　　⑤委任状（様式４）

　　　　⑥使用印鑑届（様式５）

　　　　⑦印鑑証明書

　　　　⑧資格者証の写し

　　　　⑨経営規模等総括表又は財務諸表等

　　　　⑩納税証明書（国税）

　　　　⑪滞納がないことを証する証明書（市町村税）

　　　　⑫履歴事項全部証明書（法人）※個人の場合は身分証明書

　　　　※それぞれ原本１部

　　　　※令和４・５年度筑前町競争入札参加資格審査申請を行っている場合

は、③～⑫は省略可。

　（３）提出方法

「１２．問い合わせ・提出先」に持参または郵送。

　※郵送の場合は期限までに必着とする。

**６．質疑・回答**

　　（１）質問期間

　　　令和４年５月26日（木）～６月２日（木）17：00まで

　　（２）質問方法

　　　電子メールにより、質問書（様式６）を提出する。

　　（３）提出先

　　　「１２．問い合わせ・提出先」まで

　　（４）回答

　　　６月８日（水）までに、すべての参加表明者へ電子メールで回答する。

**７．企画提案書等の提出**

　（１）提出期限

　　令和４年６月14日（火）17：00

　（２）提出書類

　　　①企画提案書（様式７）

②見積書（封入捺印のもの）

　※それぞれ原本１部

　　（３）提出方法

「１２．問い合わせ・提出先」に持参または郵送。

※郵送の場合は期限までに必着とする。

**８．審査**

　　町職員等の審査委員会による厳正な審査を行い、受託候補者を選定する。

　　　（１）プレゼンテーション

　　　　ア　日　時　令和４年６月20日（月）

　　　　　　　　　　※事業者それぞれのプレゼンテーションの開始時間は

参加資格審査結果通知書とあわせて通知する。

　　　　イ　場　所　筑前町めくばーる健康福祉館内　筑前町久光951番地１

　　　　ウ　時　間　１者あたりプレゼンテーション20分以内

質疑応答10分

　　　　エ　内　容　事前に提出した企画提案書に基づくプレゼンテーション

　　　　オ　留意事項　①当日の出席者は３名以内とする。

　　　　　　　　　　②資料は事前に提出した企画提案書を使用する。

改めて企画書を用意する必要はない。

　　　　　　　　　　③プレゼンテーションは非公開とする。

（２）弁当審査

　　　　提供予定の弁当について、１食をプレゼンテーション当日に

「１２．問い合わせ・提出先」まで提出すること。提出時間等について

は参加資格審査結果通知書とあわせて通知する。

　　　（３）審査基準

　　　　審査にあたっては、審査委員会により総合的に判断し、基準に基づ

き評点にて査定する。なお、得点が同点になった場合は、「提案内容」

の得点が事業者を上位とする。「提案内容」も同点である場合は、見　　積書を精査の上、委員長の判断により決定する。

**９．選考結果**

　　審査結果については、参加された事業者に６月末に通知する。なお、審査経過については、一切公表しない。

**１０．失格条項等**

　　次のいずれかに該当する場合は失格とする。

　　（１）提出期限に遅延した場合

　　（２）提出書類に虚偽記載があった場合

　　（３）審査の公平性を害する行為があった場合

　　（４）その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると

　　　　　認める場合

　　（５）参加資格を有していないことが判明した場合

**１１．その他留意事項**

　　 （１）本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。

　　 （２）提出後の企画提案書等の修正は提出期限内においてのみ可能とする。

　　　　　　　 （３）提出書類は返却しない。

　　（４）企画提案書等は事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することができる。

　　（５）本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、双方の協議により定める。

**１２．問い合わせ・提出先**

〒838-0802　福岡県朝倉郡筑前町久光951番地１（めくばーる健康福祉館内）

筑前町役場　福祉課　高齢者福祉係　（担当：久野）

　 　　　　　　TEL:0946-24-8763　　FAX:0946-24-8751

メール：kenfuku1@town.chikuzen.fukuoka.jp